

令和 7 年 4 月 1 日

## 入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当院の運営に温かいご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、**令和7年4月1日より**、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記の通り変更となります。

	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
① 一般(課税世帯)	490円	<b>510円</b>
② 住民税非課税(Ⅱ)	180円または230円	<b>190円または240円</b>
③ 住民税非課税(Ⅰ)	110円または140円	<b>110円または140円</b>

なお、指定難病の方は、280円→**300円**となります。

ご不明な場合は、事務所までお声をおかけください。

高木病院  
事務